

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の基準に関し、小規模な通所介護事業所の地域密着型通所介護事業所への移行に伴う見直しについて、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 介護予防通所介護の人員及び設備に関する基準の見直し

介護予防通所介護の事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における基準の特例の規定が適用されるサービス種類に、介護予防通所介護の事業と地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合を追加する。

(第98条第1項第3号、同条第9項、第100条第5項関係)

イ その他所要の規定の整備を行うものとする。(第98条第9項、第113条第7項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27年神奈川県条例第37号)附則第3項関係)

(3) 施行期日

平成28年4月1日